

2011年度（第34回）日本形成外科学会専門医認定審査についての公示（第2報）

2011年5月

社団法人 日本形成外科学会

理事長 平野 明喜

専門医認定委員会

委員長 中塚 貴志

（社）日本形成外科学会専門医認定委員会は日本形成外科学会専門医制度ならびにその細則に基づいて第34回認定審査を下記の要領で実施しますので、有資格者はお申し込み下さい。

4年以上の入会歴と4年以上の形成外科研修（臨床研修2年の後）、6年以上日本国医師免許証を有することが必要です。

1. 専門医申請書の請求

審査の際には、所定の用紙を使用しますので申請書をご請求下さい。『専門医申請書類請求』と明記のうえ、ご自分の住所、氏名を書いて官製はがき又は封書にてお申し込み下さい。

《請求先》 〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル10階
社団法人 日本形成外科学会 専門医認定委員会 宛

《請求期間》 2011年8月16日（火）～ 2011年10月14日（金）

2. 専門医受審者の資格

専門医受審者の資格は、以下の日本形成外科学会専門医制度細則第18条に定める条件を充足する医師で、2011年度年会費を2011年11月10日（木）までに納入済の者に限ります。

- a) 6年以上日本国医師免許証を有するもの
- b) 臨床研修2年の後、資格を有する研修施設において通算4年以上の形成外科研修を行うこと。4年以上ひきつづいて日本形成外科学会正会員であること （入会年月日をご確認下さい）
- c) 第19条に定める研修を修了し、第20条に定める記録を有するもの
- d) 日本形成外科学会主催の講習会（学術研修会またはインストラクショナル・コース）受講証明書を4枚以上保有すること

研修の年限は書類提出締め切り日より逆算して下さい。有資格者のリストアップと通知はいたしませんのでご注意下さい。

3. 審査手続き方法

- a) 必要書類（コピー1部は必ず保存して下さい。なお、申請書類は3年間だけ事務局に保管され、その後は破棄されます。）

- 1) 専門医申請書
- 2) 履歴書（最終学歴以降）
- 3) 形成外科に関する論文1編の別冊（もしくはコピー）

※委員会が認める論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある（日本語または英語の）学術雑誌（Journal）を指し、Proceedingsなどは認められない。

- 4) 経歴（在籍）証明書I-II、研修歴一覧表

※経歴（在籍）証明書I-II、研修歴一覧表は学会ホームページからもダウンロードできます。

5) 春季・秋季学術講習会の受講証明書(学術研修会、インストラクショナル・コース修了証も可)

※今年度は4枚必要です。

6) 60症例の一覧表(細則第20条第1項)

7) 10症例の所定の病歴要約(細則第20条第2項)

8) 日本国医師免許証写し

9) 顔写真1枚 5cm×5cm 裏に名前記入(履歴書に添付したものと同一のもの)

以上一括して専門医認定委員会宛に書留等でお送り下さい。

b) 審査料50,000円(資格審査料30,000円を含む)

所定の振替用紙で本委員会郵便振替口座へ振り込んで下さい。

なお、既納の審査料は原則として返還しません。

c) 書類提出期間

2011年9月16日(金)～ 2011年11月10日(木)(17時 必着)

d) 提出先住所 〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル10階

社団法人 日本形成外科学会 専門医認定委員会宛

4. 試験日および試験場 **3日にわたって審査を行います**

※ただし、各受審者は口頭試問については2日の内、いずれかの1日が割り当てられます。

筆記試験

2012年1月26日(木) 午後2時30分開始予定

ホテルニューオータニ

東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL03-3265-1111

地下鉄丸の内線・銀座線・赤坂見附駅下車3分

口頭試問 (面接日程は12月30日頃までに連絡いたします)

2012年1月27日(金)～28日(土) 午前8時00分開始予定

ホテルニューオータニ

東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL03-3265-1111

地下鉄丸の内線・銀座線・赤坂見附駅下車3分

5. 認定審査の方法

1) 提出された書類の審査を行い、資格の有無を決定します。(資格審査)

2) 有資格者と確認された申請者について形成外科的一般知識に関する筆記試験、ならびに主に研修記録に関連した口頭試問を行います。(試験審査)

3) 筆記試験と口頭試問を上記日程にて行い、両者の総合判定により合否を決定します。

審査の結果は、専門医認定委員会から本人に直接通知します。

合格者は、登録料30,000円を所定の口座に払い込んで下さい。そののち、理事長が学会の専門医登録原簿に登録のうえ公示し、認定証を交付します。また、専門医になりますと国際形成外科学会会員に自動的に入会されたことになり、会費納入が義務づけられます。[平成2年度第33回評議員会・総会で決定]。

【注】

※ 新たなCD問題集は申請書類を請求致しますと、事務局より発送の申請書類とともに無料で配布される予定です。

※ 毎年問題の一部が修正、加筆されます。また、新問題が追加されることもありますので、ご注意下さい。

6. 参考資料(日本形成外科学会専門医制度及び同細則より抜粋)

日本形成外科学会専門医制度第3条（専門医の認定）

日本形成外科学会（以下学会という）は、正会員の中、医師であって、学会の認定する施設において、所定の修練を行い、形成外科における知識と技能に優れたものを審査の上、学会専門医として認定し、専門医証を交付し、専門医登録簿に登録する。

同細則第18条（専門医申請資格）

専門医申請資格は、以下の各項を充足するものとする。

- (1) 6年以上日本国医師免許証を有するもの
- (2) 臨床研修2年の後、資格を有する研修施設において通算4年以上の形成外科研修を行うこと。4年以上ひきつづいて日本形成外科学会正会員であること。
- (3) 第19条に定める研修を終了し、第20条に定める記録を有するもの
- (4) 日本形成外科学会主催の講習会（学術研修会またはインストラクショナル・コース）受講証明書を4枚以上有すること。

第19条（研修の条件）

1. 研修期間

形成外科研修は4年以上とする。但し義務化された臨床研修期間中の形成外科研修は含まない。この規定は第98回日本国医師国家試験合格者以降の者に適用する。それに該当しない者については、これと同等以上の形成外科研修を終了したと専門医認定委員会が認定したものは可とする。

ただし、大学院生、研究生などの研修期間に関しては、週3日以上形成外科の臨床研修に携わったものはフルカウントできる。なお、3日未満1日以上臨床研修を行ったものは、その年限の半分をカウントするものとする。研修の実状は当該科の所属長、または施設長が責任をもって認定する。

2. 研修施設

形成外科研修については、学会が認定した形成外科研修施設、あるいはこれと同等以上と認めた国外の施設とする。ただし、学会が認めた認定施設で最低2年以上の研修を必要とする。その他の臨床研修については、厚生労働省の定める臨床研修指定病院、またはこれに準ずる病院とする。

第20条（研修記録）

第18条第3項の記録とは研修期間に行った次の項目の記録をいう。

- (1) 申請者の受け持った患者で直接手術に関与した60症例の症例一覧表
 - (2) 申請者が術者として手術を行った10症例についての所定の病歴要約
 - (3) 10症例、60症例は、認定施設あるいは教育関連施設で行った症例に限る。
2. 前項(1)、(2)の症例にはそれぞれ以下の11項目中8項目以上を含まねばならない。
- (1) 新鮮熱傷（全身管理を要する非手術例を含む）
 - (2) 顔面骨骨折および顔面軟部組織損傷
 - (3) 唇裂・口蓋裂
 - (4) 手、足の先天異常、外傷
 - (5) その他の先天異常
 - (6) 母斑、血管腫、良性腫瘍
 - (7) 悪性腫瘍およびそれに関連する再建
 - (8) 瘢痕、瘢痕拘縮、ケロイド
 - (9) 褥瘡、難治性潰瘍
 - (10) 美容外科
 - (11) その他

ただし、同一症例の同一部位は、1項目としてのみ適用される。同一症例の同一部位は一人の研修者の記録としてのみ適用される。同一症例であっても、疾患、部位が異なる場合は、この限りではない。

第21条（提出書類）

審査を受けようとするものは、以下の書類を定められた期日までに専門医認定委員会に提

出するものとする。

- (1) 認定申請書ならびに所定の審査料
- (2) 日本国医師免許証の写し
- (3) 履歴書および業績(形成外科に関する論文)
- (4) 研修病院在籍証明書またはこれに代わるもの。認定施設の長が異動あるいは不測の理由で証明できない場合、病院長あるいは後任者が一括して研修期間を認定することができる。
- (5) 第20条に定める症例の記録
- (6) 日本形成外科学会主催の講習会(学術研修会あるいはインストラクショナル・コース)の受講証明書4枚以上。

第23条(認定審査)

専門医認定委員会は、以下の各項によって認定審査を行う。

1. 資格審査

専門医認定を申請するものが、第18条に定める資格を充足しているか否か提出書類を基に審査する。

2. 試験審査

資格審査合格の者に対し以下の試験審査を行う。

- (1) 形成外科的一般知識に関する筆記試験を行う
- (2) 主に申請者の研修記録について口頭試問を行う

第33条(教育関連施設)ただし書

—前文省略— ただし、教育関連施設における研修は、2年間のみ第19条にいう形成外科研修期間として認められる。

第34条(教育関連美容外科施設)ただし書

—前文省略— 申請および条件は第33条にいう教育関連施設と同様であるが、教育関連美容外科施設における研修は1年のみ形成外科研修期間として認められる。

7. 問い合わせ(近くの認定委員にお尋ね下さい)

専門医認定委員名とFAX番号、■: e-mail ◎印は委員長

相原 正記(聖マリアンナ医科大学)

044-975-3290

■m2aihara@marianna-u.ac.jp

井砂 司(東京女子医科大学東医療センター)

03-3810-1111

■isagopl@dnh.twmu.ac.jp

今井 啓介(大阪市立総合医療センター)

06-6929-1090

■k-imai@hospital.city.osaka.jp

岩澤 幹直(長野赤十字病院)

026-224-1065

■prsiwa@nagano-med.jrc.or.jp

大久保 文雄(昭和大学)

03-3784-8687

■fohkubo@med.showa-u.ac.jp

大西 清(東邦大学)

03-3468-1264

■prsoni@med.toho-u.ac.jp

垣淵 正男(兵庫医科大学)

島田 賢一(金沢医科大学)

076-286-8915

■shimaken@kanazawa-med.ac.jp

多久嶋亮彦(杏林大学)

0422-46-6138

■takushima-pla@umin.ac.jp

田中 克己(長崎大学)

095-819-7330

■katsumit@nagasaki-u.ac.jp

◎中塚 貴志(埼玉医科大学)

049-295-8006

■nakatsuk@saitama-med.ac.jp

松村 一(東京医科大学)

03-5322-8253

■hmatsu-tki@umin.ac.jp

三鍋 俊春(埼玉医科大学総合医療センター)

049-228-3639

■minabe@saitama-med.ac.jp

宮坂 宗男(東海大学)

0798-45-6975

■mkaki@hyo-med.ac.jp

木股 敬裕 (岡山大学)

086-235-7210

■ykimata@cc.okayama-u.ac.jp

木村 中 (函館厚生院函館中央病院)

0138-32-6460

■chew@hakochu-hp.gr.jp

0463-93-7231

■miyasaka@is.icc.u-tokai.ac.jp

宮脇 剛司 (東京慈恵会医科大学)

03-3433-1092

■caritakm@jikei.ac.jp

四ツ柳高敏 (札幌医科大学)

011-615-0916

■yotsuyanagi@sapmed.ac.jp